# １．理事会運営規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第１条 この規則は、麻生商店街振興組合（以下「組合」という。）の定款第４０条１０項に基づき、この組合の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第２条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

　　２ 通常理事会は、事業年度毎に毎月開催する。

　　３ 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
3. 前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の構成)

第３条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

（理事の出席義務）

第4条　理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

第4条の2　理事は理事会に出席できない場合は、代理人を立てることができる。代理人は、理事に代わり理事会に出席するものとし、定足数に算入するとともに、議決権を行使することができる。

第２章 理事会の職務

(職 務)

第5条 理事会は、次の職務を行う。

 （１）本組合の業務執行の決定

 （２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職を行う。

 （４）総会により委託された事項の執行

（決議事項）

第６条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 理事長、副理事長、専務理事の選任・解任

ハ 商店街振興組合法第50条に規定する理事の取引の承認

ニ 事業計画書及び収支予算書等の承認

ホ 事業報告及び計算書類等の承認

1. 定款に定める事項

イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

① 理事会運営規程

② 経理規程

③ 就業規則

④ 職員給与規程

⑤ 情報公開規程

⑥ その他必要な事項の規程

1. その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更

ロ 重要な事業その他の争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

（理事の取引の承認）

第7条 理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

1. 取引をする理由
2. 取引の内容
3. 取引の相手方・金額・時期・場所
4. 取引が正当であることを示す参考資料
5. その他必要事項

　２ 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（付則）

この規程は、理事会承認の日（令和５年9月２7日）から施行する

以上